

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

3 出席委員

高 橋 安 子
齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一
昆 秀 一

高 橋 恵
廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午前10時より、委員出席のもと7請願第3号について、説明員として紹介議員であるササキマサヒロ議員、参考人としてふるさと矢巾を愛する住民の会 田村倫子氏出席のもと、付議事件について同時に付託された産業建設常任委員会と共に詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号の請願事項1、2、4、5については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願に対しては、総務常任委員会では請願事項の1、2、4、5の部分に関し審査をおこなった。

請願の趣旨は、消費税は低所得の人ほど負担が重く、所得にかかわらず一律に課税される間接税であることから、所得の低い層ほど負担が重くなる、生活必需品を含め広範な支出に課税されることから、高齢者・子育て世代の負担が重いとのことと、また、消費税は景気に合わせた調整ができず、経済の動きに対して柔軟性がない制度であり、むしろ大企業の内部留保が過去最高水準にある今、法人税による再配分効果のほうが経済への効果が高いとの主張であった。

消費税の負担を重いつ感じる層がいることは理解できる。しかしながら、消費税は社会保障費の財源として現状欠かすことのできないものであり、地方消費税交付金として町の貴重な財源の元ともなっていることから、それぞれにおいて代替の財源が見込めない状態では、消費税の撤廃は現状難しいことから、消費税の段階的な撤廃を求めた本請願に関しては不採択との結論に至った。